

# メンター制度



メンター制度とは、男女共同参画推進の一環として、職場内の上司・部下の関係とは異なる新たな人間関係を築き、メンタリングという同じ視点に立ち対話ができる環境を形成することで、職員が自分自身のキャリアプランを考えるきっかけを得ることを目的とした制度です。

希望する職員は、どなたでもメンター制度を利用することができます。メンター制度の利用を希望する職員（メンティー）には、メンターの希望（氏名または職位、職務経験等を指定可能）を伺い、適任と思われるメンターを事務局で選定し、マッチングを行います。「メンター」は直属の上司とは異なり、特定の業務に限定せず、広範な分野について相談にのる存在です。（メンタリングを通して人事上の評価を行うことはありません。）

メンター自身の経験やキャリアなどから、メンティーが抱えている課題や今後のキャリアプランなどについてアドバイスをを行います。

なお、初めてメンターを担当する職員には、メンタリング開始前に所定の研修を受講していただいています。メンター制度は、よき指導者である「メンター」と助言を受ける「メンティー」がメンタリング（相談）という場を通じて、ともに成長することが大切です。

